

那珂市議会教育厚生常任委員会記録

開催日時 令和7年12月17日（水）午前10時
開催場所 那珂市議会全員協議会室
出席委員 委員長 寺門 厚 副委員長 花島 進
委員 富山 豪 委員 鈴木 明子
委員 原田 悠嗣 委員 榊原 一和
欠席委員 なし

職務のため出席した者の職氏名

議長 木野 広宣 事務局長 会沢 義範
次長 萩野谷智通 書記 田村 栄里

会議事件説明のため出席した者の職氏名

副市長 玉川 明 教育長 大縄 久雄
財政課長 照沼 克美 財政課長補佐 郡司 智弘
保健福祉部長 生田目奈若子 社会福祉課長 猪野 嘉彦
社会福祉課長補佐 橋本 前子
こども課長兼こども発達相談センター長 住谷 孝義
こども課長補佐 古谷 武 介護長寿課長 鈴木 伸一
介護長寿課長補佐 諸藤 慎一 保険課長 横山 明子
保険課長補佐 郡司 純子 健康推進課長 玉川祐美子
健康推進課長補佐 坂本 武志 教育部長 浅野 和好
学校教育課長 会沢 実 学校教育課長補佐 大曾根香澄
生涯学習課長 平野 玉緒 生涯学習課長補佐 大内 秀幸
スポーツ推進室長 荻津 厚緒

会議に付した事件

- (1) 議案第68号 那珂市総合保健福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
…原案のとおり可決すべきもの
- (2) 議案第69号 那珂市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例
…原案のとおり可決すべきもの
- (3) 議案第70号 那珂市地域子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
…原案のとおり可決すべきもの
- (4) 議案第73号 那珂市国民健康保険新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に

係る傷病手当金の支給に関する条例を廃止する条例

- …原案のとおり可決すべきもの
- (5) 議案第75号 令和7年度那珂市一般会計補正予算(第6号)
 - …原案のとおり可決すべきもの
- (6) 議案第76号 令和7年度那珂市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)
 - …原案のとおり可決すべきもの
- (7) 議案第78号 令和7年度那珂市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第3号)
 - …原案のとおり可決すべきもの
- (8) 議案第79号 令和7年度那珂市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
 - …原案のとおり可決すべきもの
- (9) 議案第82号 公の施設の指定管理者の指定について
 - …原案のとおり可決すべきもの
- (10) その他
 - ・議員と語ろう会について
 - ・調査事項 不登校について
 - ・茨城県市議会議長会令和7年度第2回議員研修会について
 - ・横手市友好訪問について
 - ・台南市訪問について

議事の経過(出席者の発言内容は以下のとおり)

開会(午前10時00分)

委員長 おはようございます。

教育厚生常任委員会を始めたいと思います。

今、インフルエンザがはやっております、小学校でも学級閉鎖のところが出ているということですので、プラス感染性の胃腸炎といえますか、ノロウイルス、これも併せてはやっているということなので、皆様どうか健康にはご自愛をいただきまして、日頃の活動に当たっていただければなというふうに思います。

以上で挨拶に代えさせていただきます。

開会前にご連絡いたします。

会議は公開しており、傍聴可能とします。また、会議の映像を庁舎内のテレビ等に放映します。会議内の発言に際しましては必ずマイクを使用してください。携帯電話をお持ちの方は、必ず電源をお切りいただくかマナーモードにご配慮ください。

ただいまの出席委員は6名でございます。欠席はおりません。

なお、今日は鈴木委員がインフルエンザにより自宅からということで、那珂市議会委員会条例第15条の2により、オンライン会議システムにより出席をしております。よろしくお願ひしたいと思います。進行のほうも、今回、会期中の常任委員会でのオンライン

委員会というのは初めてでございますので、大分不慣れな点がありましたら、どうぞ容赦のほうをいただきたいというふうに思います。

それでは、定足数に達しておりますので、これより教育厚生常任委員会を開会いたします。

会議事件説明のため、副市長、教育長ほか関係職員の出席を求めています。

職務のため、議長及び議会事務局職員が出席をしております。

ここで、議長よりご挨拶をお願いいたします。

議長 改めまして、おはようございます。

委員長からもございましたけれども、朝晩の寒暖差、また、日中は結構暖かくなっておりますので、委員の皆さん、また執行部の皆さんにおかれましては体調管理を十分注意されますようお願い申し上げます。

本日は9件の案件がございますので、寺門厚委員長の下、慎重な審議を賜われますようお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

続きまして、副市長よりご挨拶をお願いいたします。

副市長 改めまして、おはようございます。

本日提出しております議案につきましては、条例関係4件、補正予算関係4件、その他1件の9件でございます。また、昨日、参議院のほうを通りまして可決成立しました重点支援地方交付金、これにつきましては現在検討しているところでございまして、改めてご相談したいと思いますので、よろしくお願いいたします。慎重なるご審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

続いて、教育長よりご挨拶をお願いいたします。

教育長 改めまして、おはようございます。

学校ですけれども、今学期も残り1週間となりました。2学期、幼稚園、小学校、中学校ともに順調に教育活動を進めてまいりました。残り1週間、しっかりと努めていきたいと思っております。

先ほど委員長からもお話ありましたように11月の初旬から、やっぱり幼稚園、小学校、中学校ともインフルエンザがはやり出しまして、なかなか落ち着いた状態になっておりません。今週も学校によっては学級閉鎖、あるいは先生方が感染しているというような状況もございます。最後、しっかり締めくくりを迎えたいと思っております。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

委員長 よろしくお祈りいたします。ありがとうございました。

本委員会の会議事件は、別紙のとおりであります。

これより議事に入ります。

議案第75号 令和7年度那珂市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

財政課より一括して説明をお願いします。

財政課長 財政課長の照沼です。ほか関係職員が出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長 お願いします。

財政課長 それでは、議案第75号をご覧ください。

議案第75号 令和7年度那珂市一般会計補正予算（第6号）についてご説明いたします。

6ページをお願いいたします。

第4表、債務負担行為補正になります。

追加になります。

事項、期間、限度額の順にご説明いたします。

上から5番目になります。

生活保護等版レセプト管理クラウドサービス（令和7年度分）、令和7年度から令和9年度まで70万円。

4つ飛ばしまして、総合公園印刷機リース、令和7年度から令和12年度まで、133万5,000円。

変更になります。

事項、補正後限度額の順にご説明いたします。

下から2番目になります。

小学校フィルタリングソフト使用料、3,415万円。

スポーツ教室開設業務、627万6,000円。

なお、期間につきましては、補正前と同じになります。

7ページをお願いいたします。

第5表、地方債補正になります。

変更になります。

体育施設整備事業、補正後限度額2,560万円、なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前と同じになります。

14ページをお願いいたします。

款、項、目、補正額の順にご説明いたします。

歳出になります。

下段になります。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費771万3,000円の減、3目障害福祉費1億4,143万7,000円、5目後期高齢者医療費562万4,000円の減。

15ページをお願いいたします。

6目医療福祉費2,357万3,000円、8目介護保険費133万5,000円。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費1,556万2,000円、2目児童措置費182万6,000円。

16ページをお願いいたします。

3目保育所費180万9,000円。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費27万8,000円。

17ページをお願いいたします。

下段になります。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費79万円。

18ページをお願いいたします。

9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費517万7,000円、2目教育振興費1,933万9,000円。

9款教育費、3項中学校費、2目教育振興費990万7,000円。

19ページをお願いいたします。

9款教育費、5項社会教育費、7目図書館費19万7,000円。

9款教育費、6項保健体育費、1目保健体育総務費20万円、2目学校給食共同調理場費230万8,000円。

20ページをお願いいたします。

12款諸支出金、3項償還金、1目償還金9,307万2,000円、国県負担金等返納金でございいます。うち社会福祉課が2万6,000円、こども課が9,303万1,000円、学校教育課が1万5,000円となっております。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

討論ありませんか。

(なし)

委員長 ないようですので、討論を終結します。

これより議案第75号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第75号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩します。執行部の入替えをお願いいたします。

休憩（午前10時10分）

再開（午前10時11分）

委員長 では、再開します。

健康推進課が出席しました。

続きまして、議案第82号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

執行部より説明を願います。

健康推進課長 健康推進課長の玉川です。ほか2名が出席をしております。よろしくお願いたします。

着座にて説明をさせていただきます。

それでは、議案第82号をご覧ください。

議案第82号 公の施設の指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第3項の規定により、下記のとおり指定管理者に公の施設の管理を行わせたいため、同条第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

1、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設、那珂市総合保健福祉センター、所在地は記載のとおりとなっております。

2、指定管理者とする団体の名称、社会福祉法人那珂市社会福祉協議会、所在地は記載のとおりとなっております。

3、指定の期間、令和8年4月1日から令和11年3月31日までとなっております。

提案理由としましては、那珂市総合保健福祉センターの指定管理について、現在の指定管理の期間が令和8年3月31日に満了となることから、改めて指定管理者を指定することについて議会の議決を求めるものとなっております。

次のページをお願いいたします。

説明資料となっております。

まず概要です。重なる部分がありますが、そちらのほうをご覧ください。

那珂市総合保健福祉センターの指定管理につきまして、現在の指定期間が令和8年3月31日で満了となります。那珂市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条の規定によりまして、那珂市指定管理者選定委員会におきまして、公募によらない指定管理者候補者の選定について検討しましたところ、その結果として、次の者が指定管理者候補者として選定をされております。このため当該指定管理者候補者を指定管理者に指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして、議会の議決を求めるものとなっております。

2の指定管理者とする団体の名称、3、指定管理の期間は記載のとおりとなっております。

4、指定管理料、そちらのほうは年間で4,200万円となっております。現在の指定管理

料につきましては、年間3,000万円となっております、1,200万円の今回増額となっております。

増額の主な理由につきましては、まず1つ目になります。指定管理料に、現在の指定管理料、電気料金が含まれておりませんでした。これまで指定管理料に電気料金は含まれていたんですが、今の契約をする際に、保健センターのほうの施設の電気につきましてLED化をする工事の予定がありましたので、指定管理料のほうから除いておりました。今回LED化の工事が終了したことに伴いまして、契約の更新につきましては暫定的に担当課で払っていたものを指定管理料に戻すという形のもので1つ増額になっております。

もう1つ、2つ目の理由としましては、最低賃金の上昇に伴います人件費の増額、こちらのほうになっております。人件費につきましては、指定管理を担っていただきます会計年度任用職員の報酬はもちろんなんですが、施設の空調ですとか消防設備、そういった施設設備に係る保守点検業務ですとか清掃業務、そういった業務委託費においても人件費の上昇に伴いまして委託料が増額になっている見積りが上がってきております。そういったことから、これだけの金額の増額という形に今回なっております。

次、5になります。公募をしないで当該団体を指定管理者とする理由になります。

那珂市社会福祉協議会のほうは、平成18年度に指定管理者の指定を受けて以降、施設の設置目的に沿った管理運営を行ってきております。必要とされる福祉サービスの提供と拡充、施設利用者の満足度の向上や経費削減に努めてきております。また、当該団体は、市福祉事務所、ボランティア団体、高齢者クラブ等との連携並びにその他の社会福祉事業の推進に当たりまして、当該施設を拠点としまして事業を実施しております。その実績のほうは評価されるものだと思います。

仮に公募により民間事業者等を広く募った場合においては、利益を追求する運営を基本として考えられることもありますので、福祉サービス提供に支障を来すおそれもある程度考えられるものかなと思っております。

以上のことから、那珂市指定管理者選定委員会におきまして、市民の健康増進や福祉活動の推進を図る上で、当該団体を引き続き指定管理者とすることで、経験豊富な職員による良好な施設の管理運営と事業推進が一体的かつ効果的に行うことができるものと判断をされております。

説明は以上になります。よろしく願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

副委員長 今の説明の中で、電気代がプラスということと、人件費等の上昇というお話でした。電気代はどのくらい年間かかっているんでしょうか。

健康推進課長 電気代につきましては、今回860万円を予定しております。これにつきましては、LED化に変更しまして、令和5年の途中からですので、5年、6年の使用電気料金、そのあたりを考慮しまして、また、若干上がる可能性はもちろんあるんですが、そのあたりを考慮して考えた金額となっております。

委員長 ほか。

富山委員 那珂市指定管理者選定委員会という委員会を経て今回の指定管理になったということですが、このメンバーというのはどういう方がメンバーとなっておりますのか伺います。

健康推進課長 選定委員会の委員としましては、副市長、保健福祉部長、これは管轄の部長になりますので、保健福祉部長、そのほか企画部長、総務部長、政策企画課長、財政課長になっております。

委員長 ほかございませんか。

(なし)

委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

討論ありませんか。

(なし)

委員長 ないようですので、討論を終結します。

これより議案第82号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第82号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩します。執行部の入替えをお願いします。

休憩(午前10時20分)

再開(午前10時21分)

委員長 では、再開します。

社会福祉課が出席しました。

続きまして、議案第68号 那珂市総合保健福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部より説明を願います。

社会福祉課長 社会福祉課長の猪野です。健康推進課を含めほか5名が出席しております。よろしく願いいたします。

それでは、議案第68号をご覧ください。

議案第68号 那珂市総合保健福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

那珂市総合保健福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

提案理由でございます。

総合保健福祉センターひだまりに設置しております地域活動支援センターにつきまして、近年の利用状況や障害福祉サービス事業所数の増加を踏まえまして、障がい者やその家族に対する支援体制の変化に対応し、廃止することとしたため、本条例の一部を改正するものでございます。

議案を説明させていただく前に、今回廃止する那珂市地域活動支援センターの概要と廃止に至る経緯等についてご説明いたします。

なお、去る8月26日の全員協議会にて、障がい者支援に係る市の独自事業の一部見直しについてとしてご報告しておりますので、全員協議会の報告の後の対応につきましても併せて説明いたします。

それでは、資料7ページの説明資料をご覧ください。

まず(1)センターの概要です。

当施設は、障がい者の自立の促進及び生活の質の向上を図ることを目的に平成18年の障害者自立支援法の施行に伴い、従前の身体障害者デイサービス事業と知的障害者デイサービス事業を統合し、平成18年4月から9月までの間は、那珂市障害者デイサービス事業として実施し、同年10月に総合保健福祉センターひだまり内に那珂市地域活動支援センターとして開設いたしました。

対象者は、市内に住所を有する18歳以上のご覧の障がいをお持ちの方々でございます。

サービスの内容でございますが、創作的活動、機能訓練及び社会生活への適応訓練、入浴サービス、送迎サービス、家族に対する介護及び生活援助方法の指導を行っております。

(2)の廃止の経緯です。

開設した当初の登録者は44人、年間の延べ利用者は延べ5,903人でしたが、利用者数が年々減少し、令和6年度の登録者は12人、年間の利用者は延べ601人となっております。近年は、市が補助金を支出している広域の地域活動支援センター2施設、K U I N A及びふわりのみならず、他市にある地域活動支援センターも利用することが可能であり、また、障害福祉サービス事業所の増加や利用者の希望に沿ったサービスの利用が可能となったことで、利用者の選択肢が増えてございます。

このような状況を那珂市障がい者プラン推進委員会で報告し、廃止についてご意見をいただいたところでございます。

これらを踏まえ、当施設は令和7年度末をもって廃止することとし、那珂市地域活動支援センター運営要項を廃止いたします。これに伴い、当施設を定めた那珂市総合保健福祉センター設置及び管理に関する条例を改正いたします。

(3)の現利用者への対応です。

現利用者に対しましては、令和7年1月に開催した令和6年度第1回那珂市障がい者プラン推進委員会の前後から、地域活動支援センターの見直し検討を行っていることを説明いたしました。

なお、7月10日には、現在の利用者、ご家族、相談支援専門員の皆さんを対象に説明会を実施し、次のページをご覧ください。廃止に向けた動きについて説明するとともに、改めてご意見をいただきました。

以下の文は、8月26日の全員協議会でご報告させていただいた後の対応でございます。

現在、9人の現利用者の方と個別に相談を進めており、事業所等の見学も行っていただいております。現利用者、ご家族の希望も踏まえ、各種障害福祉サービスの利用申請を行っていただく予定でございます。また、現利用者の方は、長年にわたり当施設をご利用されていたことから、今後もつながりが継続できるよう、社会福祉協議会に委託して実施しております相談支援や地域生活支援拠点などの活用をご案内してまいります。

(4)今後の地域活動支援センターについてでございます。

当市では、那珂市地域活動支援センターのほかに広域の地域活動支援センター2施設に補助金を支給し、この事業を実施していることから、今後、地域活動支援センターの利用を希望する方に対しましては、これらのセンターの利用をご案内いたします。

なお、いずれの地域活動支援センターも、またその他各障害福祉サービス事業所等もそれぞれ事業所により特色がございます。このため機械的に対応するのではなく、ご利用者やご家族の状況に応じて適正なサービスを適切なペースで選択することができるよう、相談支援専門員などのご協力をいただき、支援を続けてまいります。

続きまして、9ページの別表1としまして、地域活動支援センターの利用者数の推移について。その下、別表2として、障害福祉サービスのうち日中活動系サービス利用者数の推移について。次の10ページ、別表3として、県内自治体の地域活動支援センター設置状況について。それぞれ掲載したとおりの状況でございます。

議案の説明に戻りますので、2ページをご覧ください。

改正条文を資料の2ページに掲載してございます。

続いて、新旧対照表を3ページから5ページにかけて掲載してございます。

6ページをご覧ください。

改正する条例の概要でございます。

改正の理由は、提案理由と同じでございます。

改正する条文の概要につきましては、第4条、施設、第5条、保健福祉センターの業務、第6条の表、開館時間及び休館日、第14条第1項、指定管理者が行う業務の範囲にそれぞれ記載があります「地域活動支援センター」につきまして、それぞれ削除し、各1号ずつ繰り上げるものでございます。

また、施行期日を令和8年4月1日とするものでございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

富山委員 令和6年に12名の方が利用されておりました、今現在9名の方に説明済みであるということなのですが、その数というのは変化ございませんか。

社会福祉課長 現時点では9名の方が通われておりますので、この9名の方に個別にご相談をさせていただいております。

富山委員 じゃ利用されている方全員には説明ができているということよろしいでしょうか。

社会福祉課長 既に7月から8月にかけて、全てのご本人、ご家族にご説明を済ませ、個別のご相談に移行しているところでございます。

富山委員 全部できているならいいなと思っております、次行く場所に困らないように、丁寧に説明していただければと思います。よろしくお願いいたします。

委員長 ほかがございませんか。

榊原委員 課長のほうの障害福祉サービス事業所のいろんな施設によっての特色という話をおっしゃられたと思うんですけども、これどういった特色があるんですか、その施設ごとに。

社会福祉課長 そもそも障害福祉サービスの中でも生活介護から自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型・B型というふうにもととのメニューが異なっておりますので、これは当然行う業務が異なりますので、そういった特色がまずございます。また、一例を挙げますと、同じ地域活動支援センターという名前でもありますが、ひだまりにあります那珂市の地域活動支援センターが少人数での自主的な活動を中心にするものでございますが、KUINA、ふわりのような民間の施設でございますと、個別の相談を重視したもの、あるいはオンラインでのコミュニティを活用して、実際に施設を訪ねる、施設に通って行う活動もちろんありますが、オンライン上での活動もございますので、そういった施設によって様々なものがございます。それらをご利用者の状況に応じてご案内できればというふうに考えているところです。

榊原委員 じゃ利用者にとっては、いろんなお話を聞いた中で、選ぶことができるという言葉がちょっと適切かどうかは分からないのだけれども、そういうような状況に置かれているという解釈でよろしいわけですね。

社会福祉課長 おっしゃるとおりでございます。9名の方の年齢も様々ですし、また障がいの状況もお一人お一人異なります。ただいま申し上げました地域活動支援センターや障害福祉サービスの事業所のみならず、医療のほうで行うデイケア、そういったものも含めて、ご本人にとってどういった昼間の活動がよいかどうか、それも日曜日から土曜日ま

でございますので、その中で計画できるように協力者の皆さんとご相談しながら個別に相談を進めているところでございます。

委員長 ほか。

原田委員 もともこの那珂市でやっていた地域活動支援センターのサービスとして、送迎サービスというのがあったかなと思うんですけども、それは施設移行してからも継続してある感じなんですかね。

社会福祉課長 お答えします。

2つの地域活動支援センターに関する送迎のことのご質問ですね。こちらになります。今回、那珂市の地域活動支援センターを廃止するに当たりまして、2つの施設に直接ご挨拶に伺っていたところでございます。その中では、スタッフの状況から直ちに送迎を行える体制にはなっていないということのご連絡を受けております。ですので、現時点としては施設による送迎は行えないわけですが、この施設でありまして勝田駅までの送迎とかも実施されておりますので、お一人お一人の状況に合わせて、こういった形で通うことができるのか、希望される方がこれからの場合にはご相談のほう進めていければなというふうに考えています。

なお、今回の9名の方に関しては、この2つの地域活動支援センター以外を希望されておりますので、こちらの施設の送迎は今のところ検討していないところです。

原田委員 そのあたりの送迎の状況とか、各施設の、そういうことも個別で相談済みで、納得済みで進んでいるという感じですか。

社会福祉課長 今、委員おっしゃいましたとおり、今回の9名の皆さんに対しましては、そのお一人お一人の状況、既にサービスをご利用されている方もいらっしゃいますので、その中で、この地域活動センターが居場所として担っていた役割を踏まえて、こういった場所がこれから平日のある1日の過ごし方としてよいのかというのをご相談しながら進めておりますので、ご理解いただけるように努めてまいりますし、いただいている方もいらっしゃるというふうに考えています。

委員長 ほかよろしいですか。

(なし)

委員長 では、質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

討論ありませんか。

(なし)

委員長 ないようですので、討論を終結します。

これより議案第68号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第68号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩します。執行部の入替えをお願いします。

休憩（午前10時37分）

再開（午前10時38分）

委員長 再開します。

こども課が出席しました。

続きまして、議案第69号 那珂市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部より説明を願います。

こども課長 こども課長の住谷です。ほか3名が出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。

議案第69号をご覧ください。

議案第69号 那珂市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例。

那珂市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、児童福祉法等の一部を改正する法律、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が公布されたことに伴い、関係条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容としまして、関係条例全てにおいて、法律改正に伴う引用先が変更があったため改正を行うものです。また、那珂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例では、利用乳幼児に対する健康診断の全部又は一部を行わないことができる場合を追加するものとなっております。

次に、資料の2ページから3ページに改正条文、資料の4ページから8ページにそれぞれ新旧対照表を掲載しておりますので、ご確認をお願いいたします。

続いて、資料9ページをお開き願います。

那珂市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の概要になります。

改正理由につきましては、先ほどご説明しました提案理由と同じ内容となりますので、説明のほうは割愛させていただきます。

続いて、本則になります。第1条から第4条までが、今回改正する条例となり、合計4本の条例改正となっております。

第1条では、那珂市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正、第2条では、那珂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正、第3条は、那珂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

を定める条例の一部改正、第4条は、那珂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正となりまして、それぞれ国の法令等の定義規定が改正になったことに伴い、引用する条項を改正するものでございます。

また、本則第2条、那珂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例につきましては、利用乳幼児に対する健康診断の全部又は一部を行わないことができる場合を追加することも今回改正するものでございます。

続いて、改正条例附則、施行期日については、公布の日から施行するとしております。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

討論ありませんか。

(なし)

委員長 なしということで、討論を終結します。

これより議案第69号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第69号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第70号 那珂市地域子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部より説明を願います。

こども課長 それでは、議案第70号をご覧ください。

議案第70号 那珂市地域子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

那珂市地域子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、フレンドリー保育事業は3歳児とその保護者を対象として、子と親の仲間づくりを目的に、近年は那珂市立ひまわり幼稚園を会場に実施してきました。保護者の子育てを支援する観点などから、令和6年4月よりひまわり幼稚園においてニーズの高い3歳児保育が開始されたため、本事業は一定の役割を終えたことから、廃止いたします。これに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

次のページ、2ページに改正条文、3ページに新旧対照表を掲載しておりますので、ご

確認をお願いいたします。

続いて、4ページをお開き願います。

那珂市地域子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の概要になります。

改正の理由につきましては、先ほどご説明いたしました提案理由と同じ内容になります。

このフレンドリー保育事業の近年の事業実績ですけれども、令和5年度までは毎年20組前後の親子の参加がありました。年間50回活動をしておりまして、粘土とか風船を使った遊びであったり、季節ごとにいろいろなものの制作などを行ってございました。令和6年度以降につきましては、このフレンドリー保育の申込みがゼロ、1組もいなかったという状況でございました。

その要因としましては、このフレンドリー保育事業に参加したほとんどのお子さんが、次の年にひまわり幼稚園に入園するという方が多い状況の中、ひまわり幼稚園で3歳児保育が開始されたことでフレンドリー保育事業の申込みがなかったものと考えております。そのため本事業は一定の役割を終えたことから、条例の改正を行うものでございます。

続いて、本則等改正の概要です。

第4条第1号において、フレンドリー保育事業の廃止により、子育て支援センターの業務から削除するものでございます。

次に、第4条第2号から第7号までにつきましては、条文中に号ずれが生じたことによる改正を行うものです。

続いて、改正条例附則、施行期日については、公布の日から施行するとしております。

説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 なしということで、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんか。

(なし)

委員長 ないということでございますので、討論を終結します。

これより議案第70号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第70号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩します。執行部の入替えをお願いします。

休憩（午前10時47分）

再開（午前10時48分）

委員長 再開します。

介護長寿課が出席しました。

続きまして、議案第78号 令和7年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）を議題といたします。

執行部より説明を願います。

介護長寿課長 介護長寿課長の鈴木です。ほか2名が出席しております。どうぞよろしく願います。

それでは、着座にて説明いたします。

それでは、議案書の第78号をご覧ください。

議案第78号 令和7年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）になります。

それでは、4ページをお開きください。

歳入になります。

款、項、目、補正額の順にご説明いたします。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金213万6,000円。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、1目調整交付金37万6,000円。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金288万4,000円。

5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金133万5,000円。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金133万5,000円。

8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金261万4,000円。

歳入補正予算につきましては、歳出補正予算との関連におきまして、それぞれ増額する内容となっております。

歳入の説明につきましては以上となります。

続きまして、5ページをお開きください。

歳出になります。

款、項、目、補正額の順にご説明いたします。

2款保険給付費、2項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス等費667万4000円。こちらは給付件数及び給付額の見込み増に伴い、負担金を増額するものです。

続きまして、2款保険給付費、2項高額介護サービス等費、2目高額医療合算介護サービス費400万6,000円、こちらにつきましても給付件数及び給付額の見込み増に伴い、負担金を増額するものとなっております。

介護長寿課の説明は以上となります。よろしく願います。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

討論ありませんか。

(なし)

委員長 ありませんので、討論を終結します。

これより議案第78号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第78号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩します。執行部の入替えをお願いします。

では、再開を11時5分といたします。

休憩(午前10時53分)

再開(午前11時05分)

委員長 では、再開します。

保険課が出席しました。

続きまして、議案第73号 那珂市国民健康保険新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に関する条例を廃止する条例を議題といたします。

執行部より説明を願います。

保険課長 保険課長の横山です。ほか2名の職員が出席しております。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、着座にて説明いたします。

議案第73号をご覧ください。

議案第73号 那珂市国民健康保険新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に関する条例を廃止する条例についてご説明いたします。

提案理由でございますが、新型コロナウイルス感染症が令和5年5月8日から感染症法上の5類感染症に位置づけられたことに伴い、規則で定める傷病手当金の支給を始める日の期限である令和5年5月7日から請求の消滅時効の2年を経過したため、本条例を廃止するものです。

次のページをご覧ください。

条例の廃止文となっております。

この傷病手当金は、新型コロナウイルス感染症に感染し、労務に服することができない

場合に申請により支給していたもので、令和2年度から令和5年度までの4年間で27件、総額153万9,019円の支給実績がございました。この傷病手当金の支給を始める日の期限が令和5年5月7日と定められており、請求の消滅時効である2年を経過したため、このたび本条例を廃止するものです。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

討論ありませんか。

(なし)

委員長 なしということで、討論を終結します。

これより議案第73号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第73号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第76号 令和7年度那珂市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)を議題といたします。

執行部より説明を願います。

保険課長 それでは、議案第76号をご覧ください。

国民健康保険特別会計補正予算書になります。

議案第76号 令和7年度那珂市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)についてご説明いたします。

それでは、4ページをお開き願います。

歳入になります。

款、項、目、補正額の順にご説明いたします。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、2目子ども・子育て支援事業費補助金154万円、こちらは歳出のほうにも計上しておりますが、令和8年度から実施いたします子ども・子育て支援金徴収に伴うシステム改修に係る補助金となります。

4款県支出金、2項県補助金、1目保健給付費等交付金10万円。

6款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金771万3,000円の減、こちらは国・県の補助金の額確定によるものです。

6款繰入金、2項基金繰入金、1目基金繰入金4,492万7,000円の減。

7款繰越金、1項繰越金、1目繰越金5,188万円でございます。

次のページをご覧ください。

歳出になります。

款、項、目、補正額の順にご説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費176万7,000円、このうちの154万円が先ほど歳入で申し上げたシステム改修の委託料で、令和7年度に改修を行う部分の費用計上となります。

2款保険給付費、2項高額療養費、3目一般被保険者高額介護合算療養費10万円。

3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付費分、1目一般被保険者医療給付費分425万5,000円の減。

次のページをお願いします。

2項後期高齢者支援金等分、1目一般被保険者後期高齢者支援金等分411万4,000円。

3項介護納付金分、1目介護納付金分270万2,000円の減。

国民健康保険事業費納付金につきましては、今年度の額が確定したことによる減となります。

6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金185万6,000円、こちらは令和6年度の実績により確定した国・県負担金等の返納金となります。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 なしということで、質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

討論ありませんか。

(なし)

委員長 なしということで、討論を終結します。

これより議案第76号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第76号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第79号 令和7年度那珂市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

執行部より説明を願います。

保険課長 それでは、後期高齢者医療特別会計補正予算書をご覧ください。

議案第79号 令和7年度那珂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
ご説明いたします。

それでは、4ページをご覧ください。

歳入になります。

款、項、目、補正額の順にご説明いたします。

1 款保険料、1 項後期高齢者医療保険料、1 目後期高齢者医療保険料2,644万7,000円。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金958万4,000円の減。

4 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金38万7,000円。

5 款諸収入、3 項雑入、1 目雑入278万2,000円。

続いて歳出になります。

5ページをご覧ください。

款、項、目、補正額の順にご説明いたします。

1 款分担金及び負担金、1 項広域連合負担金、1 目広域連合納付金2,003万2,000円、
こちらは納付金の額確定に伴う補正となります。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（なし）

委員長 なしということで、質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

（なし）

委員長 ないようですので、討論を終結します。

これより議案第79号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

委員長 ご異議なしと認め、議案第79号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で付託されました執行部提出議案の審議は全て終了いたしました。

執行部の皆様、ご苦労さまでした。

暫時休憩します。

休憩（午前11時15分）

再開（午前11時16分）

委員長 では、再開いたします。

続きまして、議題は議員と語ろう会についてでございます。

11月に茨城女子短期大学の学友会の皆様と意見交換会を行いました。いただいた意見

をサイドブックに掲載しております。意見や質問について、対応方法を分類していきたいと思います。

①意見要望として承り、執行部に伝えるもの、②質問内容について調査し、回答が必要なもの、③意見として聞くのみで対応しないというもの、この3つに分類してまいりたいと思います。

それでは、1から番号を含めてございますので、1番目は、将来、何を目指しますかということで、内定先はということで、回答については学童保育とか認定こども園等々ございましたので、これは、対応としましては3ということですね。

2番目、就職するに当たって不安なことはということでお聞きをしております。人間関係やコミュニケーションに不安がある、大きかったと。社会人と学生のギャップがある、子供の事故やトラブルを起こさないか不安であるということで、こういう回答がございました。

これについてはいかがでしょうか。

鈴木委員 これも3でいいのかなと思います。

委員長 聞くだけということで、承るということで3ということですね。

では3番目、保育について、理想と現実のギャップについてというお聞きをしています。回答としましては、給料が低い、持ち帰りしないよう残業しているなど、早番でも帰れない等々の回答がございました。

これにつきましてはいかが、3番でよろしいですか。

副委員長 1番でもいいかな。ただ、何ていうか難しいですね。

委員長 実際、保育所等々で体験をしてみてということの回答がございました。

(複数の発言あり)

榊原委員 3番に関しては、具体的に短大生が実習に行ってみてですので、意見等の話でいってしまうと、結局は保育士の働き方のところの話になると思うんですね。ということは、今現時点で我々ができることとなってくると、やっぱり意見として聞くのみというふうになってしまうのかなと、致し方ないのかなというふうには思います。

以上でございます。

委員長 ほかよろしいですか。

副委員長 私も結論としては一緒なんですけれども、やっぱりいろんな職業で給料が低いというのが問題になっているのがあって、例えば介護関係なんかもそうですよね。だから、やっぱりそれは心に留めなきゃいけないんだけど、ただ、この意見を聞く限りで具体的なアクションをするかということ、榊原委員と同じ意見で、聞くだけに、心に留めておきたいと思います。

委員長 では、3番については拝聴するということで、内容については理解いたしますということで、3番ということにいたします。

次に4番目、子供との接し方に不安はありますかということで、回答は、学生集団で活動できない子に手がかかってしまうので、その子に職員が1人つくともどうしても人手がたりないというふうな不安がありましたという回答がありました。

これについてはどうですか。

鈴木委員 文章が学生集団というのが違うかなと。学生って要らないのかなと思うんです。

委員長 そうですね、これは行った先の話だと思いますので、鈴木委員言われるとおり「学生」は要らないと思いますね。園で行った場合のときの体験に基づいてと言われているということなので。

鈴木委員 これも3番でいいんじゃないかなと。

委員長 分かりました。

では、3番でよろしいですか。その学生というのは訂正をしたいと思います。

続きまして5番目、通学手段や奨学金関連についての質問をいたしました。皆さん、自宅通学、遠い方で、小美玉市在住ということで1時間半かかっているというような話がありました。奨学金を借りていらっしゃる方が多いということでございます、県の利用が多かったという話でございました。

これについてはどうでしょうか、区分けとしましては。

鈴木委員 3番で。

委員長 では、3番ということでよろしいでしょうか。

続きまして6番目、実家や地元に住み続けたいでしょうかという設問でございます。これについては、やはり将来について自分のやりたいことがあるところに行く。那珂市には不満はないけれども、一人暮らしがしたいということで。地元は好きで離れたくないが、やりたいと思う就職先が地元がないので引っ越しをするというご意見もありました。もう一つは、地元は何もないので、那珂市で働きたいという方もいらっしゃいます。これは番号とすれば何番でしょうか。

(「3番」と呼ぶ声あり)

委員長 では3番ということで決めます。

7番目、ずっと最初の就職先で働こうと思っておりますかという問いにつきましては、いつかは保育士関係じゃなくて、学校の図書館で働きたいということ、奨学金返済後は一般企業に働こうかなという方もいらっしゃいました。自分で学んできたことやスキルを5年間は使っていきたいというご意見もありました。

これについてはいかがでしょうか。

3番でよろしいですか。

次は、自宅から通える職場への就職を希望しているのかどうかという問いでございます。自宅から通う方がいる一方、これは多かったですね。あとは、希望する職場が遠いため一人暮らしをするというご意見もありました。いろいろ意見は分かれておりました。

これについては拝聴で、3番ですね。

自分が子供の頃、こんな教育ならよかったなということはということで、これについては皆さん満足していますという回答でした。これも3番、よろしいですか。

次、10番目ということで、那珂市に求めることはということで皆さんにお聞きをしております。これについては、1問目が保育所のエアコンが効かないところがありましたと。

(「1」と呼ぶ声あり)

委員長 これは1番です。

次、同様に2番目です。小中学校の特別教室にエアコンがない。これについては、現在付設進行中でございます。

3つ目が保育士の給料と一般企業の給料の差をなくしてほしい。

これは何番にしましょう。

富山委員 これはさっき一番最初の3にあった部分と併せて、これは待遇改善になるのかなと、保育士の待遇改善のお願いなのかなと思いますんで、検討してほしいということで、併せて1でいいのかなと思います。

委員長 では、1でよろしいでしょうか。では1番、意見・要望として承り、執行部に伝えてまいるといってございませう。

次が街灯をつけてほしいということで、これは……

鈴木委員 先日、渡邊議員も一般質問していましたが、あそこは学校がたくさんあるところで街灯がないということはとても危険だと思うので、要望してもいいのかなと思いますけれども。

委員長 じゃ要望すると。改めて、これはやっぱり我々教育厚生としましてもしっかりと要望をしていきたいというふうに思いますんで、1番ということにいたします。

次が二中学区付近、道路ががたがたしていて転んでいて危ないよ、何とか改修してということです。

榎原委員 これその次の那珂二中付近の夜道が暗いというのとちょっと連動しちゃう話なんです。おっしゃられた学生のお二人が神崎地区にお住まいの方だったんです。個人的にお名刺渡しまして、具体的な話を聞きたいというふうに投げてはいるんですけども、お答えはちょっと返ってきていない感じなんです。ですので、多分結構いろんなところがあるんだとは思いますが、そこを踏まえてということでいいのかなと、委員会としては。

委員長 ということでよろしいでしょうか。

じゃ詳細を確認して要望するというので、1番ですね。

今、5、6と2つ、6番目が那珂二中付近で道が暗い、通学路に草が多いということで、今審議していただいた内容です。

7番目が那珂高校、水戸農業高校、茨城女子短期大学、五台小学校、文教地区などで学校が近くに多いため、登下校時、混雑し、自転車や自動車が走りづらいと、道も狭いというご意見をいただいております。

これについては1番でよろしいでしょうか。

(複数の発言あり)

委員長 難しいですけども、要望はしていくということですね。

最後の8番目、水郡線の本数が少ないんだよということでは言われました。

これについては……、これは難しいですけども。

(複数の発言あり)

委員長 担当常任委員会として要望していくということで、1番ということで。

では、分類はしましたので、今回、議員と語ろう会でいただいたご意見については、ホームページ等に掲載をしていきます。また、執行部に伝えるものは、前回の議員と語ろう会の意見と併せて提出をまいります。

ということで、この問題については以上でございます。

続きまして、調査事項ということで、不登校についてでございます。

委員会として要望する内容を検討し、事前にラインワークスで委員の皆様にご意見の検討を依頼しておりました。当委員会は、那珂市と、それから県のほうには意見書ということで要望していくということで決しておりますので、その内容について、市への要望について、期限までにあつたご意見、要望書案の中に入れております。

委員の皆様のご意見をお伺いしたいと思います。

富山委員 これ今現在、要望は6つの案と、県に出すのが1つで7つですか、合計。1つずつこれやっていきますか。全体通して……

委員長 大きくは、県に対する意見書と、それから市に対する要望書なので2つに分かれますけれども、中身については1つずつやっていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、まず要望書の案について詳細を申し上げます。

不登校についての要望書(案)。

那珂市議会教育厚生常任委員会では、不登校についてを調査事項とし、那珂市の不登校に対する支援や先進自治体の事例、関係諸施設の視察など、子供たちに合った柔軟な学び方や居場所づくりについての調査を進めてまいりました。令和6年度の那珂市の不登校児童生徒は、小中学校合計で84名と、全国や県と比較すると低い水準ではありますが、子供たちを取り巻く環境は複雑化しています。そのため不登校の要因は多様で、それぞれの支援方法も様々であると考えます。また、不登校で悩むのは児童生徒本人だけでなく、その家族も同様であります。

これまでの調査内容を踏まえ、子供たち一人一人の学びの場の確保や保護者への相談体制の支援を求め、下記のとおり要望いたしますということで、6項目挙げております。

まず1番目、実態調査方法の工夫をすること。

不登校の原因は多様であることが推測され、現在も不登校の原因究明のためのアンケート等を行っているところではあるが、今後の支援策の検討のためにもさらなる調査の充実を図ることということで求めます。1番です。

これについてご意見、さらなる調査の実施とあるが、抽象的で現場への負担が大きい、具体的な調査方法を明示するべきだというご意見がありました。

1番について、審議したいと思います。

ご意見いかがですか。

榊原委員 調査方法の具体化は、今後のやはり検討課題であって、現時点では調査充実を求めることで柔軟性を持たせている内容であると。現場の創意工夫や実情に応じた対応を尊重するためには、詳細な手法ですね、こうやれ、ああやれというような明示は比較的行政側との協議を通じて進めるのが適切であるという観点から、内容等々については、こういう内容が私は適切ではないかなというふうには思っております。

以上でございます。

原田委員 この意見、僕が出したんですけれども、幾らかはぼんやりとでもいいのかなと思うんですけれども、調査事項。何か方向性として、例えばクラスの実態の調査をすとか、それであればいろんな手法もありますし、それとも不登校になっている子の調査なのかとか、不登校になりかけている子の調査なのかとか、何かその辺のちょっとした方向性ぐらいをつけてあげると、行政とか現場も調査しやすいのかなと思いました。

クラス全体の調査というのも、そういうテストとかもあったりするんでという意見です。
委員長 ほかがご意見ございませんか。

富山委員 調査方法を細かくあまりやり過ぎると、調査はそれだけに限定されてしまうので、大きな範囲で見えていただいたほうが文言としてはいいのかなとは思っています。というところで、もし具体的なところとして1つ例として加えるのであれば、例えば専門知識を有する者などの意見を交えた調査の充実を図ることといえば、先ほどよりは具体性は見えるのかなと思います。

また、2つ目の案として、今後の支援策の検討のためにも引き続きの調査と充実を図ることといえば、調査の要望になるので負担増にはならないと思われれます。そういう文言にしてはどうかなと思います。

今の原田委員が、これでちょっと抽象的で負担が大きいというのであれば、ちょっと文言を変える、その修正ぐらいでいいのかなと思います。専門家を交えるとかという意見がある程度入れることによって、少し具体性は見えるのかなと思いますし、でも、どの調査をしる、クラス調査をしるとあまり細かいのをに入れてしまうと、そこの調査だけに絞られてしまうので、やっぱり門は広げておいたほうが要望書というのは多分いいと思いますので、そのほうがいいなと私は感じております。

以上です。

副委員長 私これ関連の案をつくって、ちょっといろいろ書き過ぎたかなという、今回、皆さんに提案していないんですが、調査というのは僕大事だと思っているんです。それで、アンケート調査等をやっているのは分かるんですけども、自分が学校へ行きたくなくなったり、幼稚園に行きたくなかった時期があって、それは何かというと、要するに後になってから分かることなんですよ。同時にアンケート調査して、子供に対してもそうだし、親に対してもそうだけれども、そういうの、何か答えたり、行かないという、行きたくないというところのもっと深い理由が、内面的な理由ですよ。そういう調査が必要だと思っているんです。それがあってはじめて今の対応が考えられる。だから、表面的なアンケートだけじゃ足りないということは私考えているんで。だけれども、じゃどういふふうにやるかと、私は外部の機関なんかも利用してアンケート調査と言ったんだけど、そこまで具体化しなくてもいいというか、口頭で、例えばこういうことが考えられるから、もうちょっと深い調査してくれという形の意思を伝えればいいんで、現状のままでいいと思いますよね。文書として出すものとしては。

鈴木委員 私もこのままでいいかなと思っているんですけども、調査の方法というのは、今回調べたところ、相談をする、本人からの相談というのを那珂市で把握していないということがあるので、相談窓口なり、県と情報共有をしたりとか様々なことが考えられると思うので、限定的にせずに、やはりこのままの文言でいいのではと思っています。

委員長 このままの文言でよろしいのではということで意見がありましたので、どうでしょう、このままでよろしいですか。具体的にああだこうだということまで入れちゃうと調査がしづらくなるという部分もありますんで、その辺は含みを持たせてという意味合いで、では、1番はこの原案のとおりということで進めさせていただきたいと思います。

2番目、保護者相談機能の拡充。

那珂市の中学校では、既に校内フリースクールがあり、さらに市教育支援センターや相談窓口が設けられている。現在の支援体制について、保護者への周知をさらに充実させるとともに、利用しやすい環境整備に努めることということでまとめております。ご意見については、もうちょっと具体性をという話がありました。

これについてはいかがでしょうか。

原田委員 これも僕がもうちょっと具体性をというふうにしたところでもあるんですけども、そもそももうこの周知というのはやっているのかなと思ひまして、さらに充実させるとなると、どういうふうな周知をもっとやるのかなというのを、だから、この2番は僕はなくてもいいのかなと思うんですよ、この要望自体が。既にやっていると思ひますし、あと、利用しやすい環境整備に努めるというのはどういうことなのかなというのがちょっと分からなくて、そういう意味で、もうちょっと具体性をというところであり、現状でいくと、もうこの周知というのはやっていると思うので、なくてもいいの

かなと思うところが1つ、この要望自体。あと、利用しやすい環境整備とあるので、この要望の部分の意味はどういう意味なのかなというのがちょっと知りたいなというところでは。

鈴木委員 先ほどと同じで、限定的なことになってしまうのはよろしくないかなと思っているんですけども、現在、9時から5時までの電話でのみの対応だったりとか、なかなか利用しづらい環境がまだ続いているということなので、そういったことも含めて、もっともっと改善できる場所はあるんじゃないかなという意味で、こちらは利用しやすい環境整備に努めるというのは、このままの文言でよろしいのではないかと思います。

原田委員 ということは、意味でいうと、教育支援センターの相談窓口の時間帯をもっと延長するとか、そういう意図という感じですか。

鈴木委員 相談窓口いろいろあると思うんですけども、そのところも何時から何時にしてくれとか、あとはメールでやりやすくするとかということも含めて、本当にいろんな方法があると思うんです。なので、限定的にしないでいいのではないかとということです。

榊原委員 これも先ほどの話と一緒に、やっぱり含みを入れてという形であれば、市の、もちろんこれ支援センターであったり窓口であったり、もちろん校内フリースクールであったりというところはあると思うんですけども、結局、今で満足することなくさらなる充実をというところで、また一つ、一歩、一段階上がれるという考え方ですから、これはやっぱり残しておくべきかなと私は考えます。

以上です。

富山委員 この文章ですが、現状において様々な選択肢やあらゆる対応を排除せず考えていただきたいという幅を持たせたとても分かりやすい文章であると思っております。例えばそこに具体性を加える、先ほど鈴木委員もおっしゃられましたSNS広報とかの周知、充実を図り、窓口延長、休日の対応などという言葉も、文言を入れてしまうと、先ほどと同じように狭く限定的な対応要望になってしまうおそれがあると考えます。だから、ありとあらゆる可能性を排除しないで門を広げてくださいというお願いなので、私は非常に分かりやすい文章であると考えております。

以上です。

原田委員 1個、懸念点としてあるのは、学校も相談窓口としてさらに充実させるという意図が含まれているのかなというところを懸念しております。でも、学校教員の働き方のことに関してなんですけれども、保護者への対応というのは労働時間と認めないというような裁判の結果とかも出ていたりするんで、だから、これ周知をさらに充実させるというのは分かるんですけども、利用しやすい環境整備に努めるのところに学校教員のことも含まれているのかというのが気になる場所なので、そこはちょっと明確にしたほうがいいんじゃないかなと思うところと、あと、先ほどの鈴木委員のおっしゃっていたメールでの対応とかは、それは入れちゃったほうがいいんじゃないかなと思うんですよ。

ね、メール等の対応とか。そのほうが要望を出される側としては分かりやすいと思うんですけどもという2点です。

富山委員 原田委員にちょっとあれなんですけれども、原田委員は多分、学校の先生をやっていたから、学校の先生の目線が分かるから、先生の対応の大変さとか、多分そういうのを理解しちゃうんだと思うんですけども、今回はあくまでも先生目線ではなくて、不登校になっている方々の目線、そっち側の保護者目線とか、そっち側の目線で見ていただきたいなという部分があります。学校の先生の対応が大変とか、そういうのは多分、我々はまだ理解していないところで、原田委員は先生をやっていたからよく理解できる部分なんで。その目線の違いで、ギャップで苦しんでいるのかなと、我々と意見が交わらないというところがあるのかなと感じております。

榊原委員 原田委員のお話というのは、非常に我々の知らないところの意見として物すごく参考にはなるんです。ただ、今現状は、制度自体をどう動かすかという視点を持たなきゃならないんで、やはりこの案件についても行政の裁量に委ねるべきであって、要望書段階では方向性の提示ということに留めておかないと、うまくないと思うんですわ。と私は思っております。

以上です。

原田委員 目線というよりも、業務の区分けがされているんですよね。これは業務時間に値すると、これは業務時間とは認めないというか、自発的な行為だと、教員の。例えば利用しやすい環境整備というところに教員が保護者対応というのも努めるという意味合いも含むのであれば、何ていうんですかね、それとはちょっと矛盾してしまうというか、時間外労働を強いるような形にもなってしまふのかなとも思うんですよね。なので、この利用しやすい環境整備に努めるの中身はもうちょっと分かりやすく、支援センターのとかですね、教育支援センターの利用しやすい環境整備に努めることとか入ればまた違ふのかなと思うんですけども。

副委員長 ちょっと原田委員の言っていること、何か順番が違うような気がしているところがあって、やっぱり最初の窓口というか、接点になるのは先生ですよね、多分。多くの場合は。それをね、何か保護者対応が時間外労働と認めてもらえないというね、発想そのものがおかしいんで、それを何か前提にして、それは窓口閉じるみたいな形はちょっと変だなと思う。だから、例えば時間内で相談してもらうことは、もちろん今のままでできるはずですよ。ただ、業務がいろいろたくさんあるから大変ということはあったとしても、それを言ったらいけないという気がする、僕としては。そっちへ持っていったらいけないという意味ですよ。

あとは、もう具体的にはどうするかというのは、執行部なり教育関係者にある程度任せ、我々が今これをやったらいいと、今あれば、それは例えばという形でも入れていいと思いますけれども、今まだそれほど深く調査していないので、現在の時点ではこの文

言でいいと思いますけれどもね、私は。

富山委員 原田委員のそういうあれを踏まえて次の3番が出てくるんだと思うんです、流れるには。3番の拡充と、フォロー体制の拡充というのが出てくるんだと思います。

原田委員 副委員長のお話に対してなんですけれども、こういう判例出ているというのも把握した上で、学校現場は保護者対応には一生懸命時間、もちろん最優先で取っていますし、何だったら。業務とは認められていないですけれども、一生懸命やっている状況、現状でもう既にやっている状況なんですよね。そこをさらに利用しやすい環境整備に努めるって、もっと求めるような内容になってしまうのであれば、それは非常に学校教員の立場としては、これ以上やれというのかというふうに感じるかなと思うので。あえてここには支援センターの利用しやすい環境整備に努めるというふうに入れることで、学校教員というのは、そうすればこのニュアンスから外れるのかなと思うんですけれども。

富山委員 多分、支援体制というのは様々そこにあると思うんですよ。支援センターも含めて、学校も含めて、いろんなを含めての支援体制のさらなる周知と充実ということを行っているんで、そこだけ突出して、先生たちの大変な作業をクローズアップして抜いているところ、この文章では見えないと思います、私は、正直。先生だけを変にさせようとか、大変にやってもらいましょうという文章には、保護者という言葉に多分引っかかっているんだと思うんですけれども、支援体制なんです、あくまでも。だから、市が持つ支援センターとかも含めて全ての支援体制に充実と周知を、あと利用しやすい環境整備に努めてほしいというお願いなので、先生だけ大変にやっていただきたいとかというお願いじゃないんで、私はこの文言でいいと思います。

(複数の発言あり)

委員長 意見ありますか。

原田委員 教員でいうと、やっぱり亡くなっちゃう方とかも実際にいらっしやったりとか、那珂市内でもいらっしやったりとかもあると思うので、過去にですね。なので、そういうことを踏まえて、学校現場の負担がこれ以上増えるというのはないような形の要望になるといいかなというふうに思います。

鈴木委員 まずこれを見て、学校現場の先生たちの負担を増やすような内容であるというふうには受け取りづらいのかなと思うのと、あと、教育支援センターだけではなくて、こども課でも相談を受けているけれども、なかなかその相談というところにつながっていないという現状があるというお話もありましたので、そういった相談窓口というところの周知というところですね。学校だけではなく、様々な相談窓口があるよというところの周知を充実させるというふうに捉えるのが一般的かなというふうに思います。

原田委員 そうしたら、その文言を入れたらいいと思うんですけれどもね。支援センター、学校以外の相談窓口もありますよということ。

榊原委員 1回ちょっと元に戻ってください。何にしてもこれ要望書なんです、我々委員会

から出す。だから、結局そのところに関しては、要は行政側、教育委員会であったりというところが、あれもあるよ、これもあるよというんでそれ含みを持たせて考えてもらうところというところの以前の要望書ですから。そこをちょっと考えないといけないのかなというふうには思っちゃいますね、正直言うと。

以上です。

副委員長 原田委員の懸念も分からなくはないですよ。現場感覚として教師に押しつけられてしまうというね、結果として、可能性があることは分かるんだけど、この部分をもう一回読むと、こういうフリースクールがありと書いて、さらに市教育支援センターや相談窓口は設けられていると言っているわけですよ。現在の支援体制について保護者への周知をさらに充実されるとともに書いてあるから、この点では、どっちかという学校へ相談するというよりは、その他の機関があるので、周知しろと言っている文言だと思うんですよ。

ただ、やっぱり先生が一番接点だからね。原田委員の議論も分かる。でも、そこはある意味、しょうがないと僕は思っている。職業というのは、僕はリスクというのがあって、自分も、全然教育関係じゃないけれども、あるシステムをやっていると、仲間からも恨まれたりするんですよ。でも、それはある程度しょうがない。それと同じように、過度な労働時間とかそれはあれだけでも、自分でコントロールしなきゃいけないし、そういう何ていうのかな、大変さも、時に逃げ出すことも含めてコントロールすることを学ばなきゃいけないと僕は思っています。

文言としてはこれでいいかなと。ただ、付け加えるなら、教員に過度な負担にならないように注意しつつやってくれとかね、付け加えるというのはありだと思う。

原田委員 文言このままでもいいんですけども、現状でも先生たちかなりやっているということ、ちょっと、相当身を削ってやっているということは理解していただければと思います。

委員長 では、先生方のご努力に対してはしっかりと理解しておりますので、この文言でよろしいということで進めさせていただきます。

次、3番目になります。

校内フリースクールの拡充と不登校児童生徒へのフォロー体制の拡充を図ること。

公立中学校の専任教諭の配置拡充及び小学校への校内フリースクール設置の検討を進めること。また、不登校児童生徒へのフォローの継続・充実を図ることということで要望したいと思います。

3番目、先ほどからちらっと話は出ておりますけれども。

原田委員 これもちょっとこちらに書いたとおりではあるんですけども、校内フリースクールの専任教諭を配置するというのは、それは配置できたらいいなというふうには思うんですけども、この場合、多分、市採用の職員という、市採用の教員という形になると

思うんですね。その際は、やっぱり予算もかなりかかってきますので、その辺も踏まえての要望という形でいいのかなということと、あと、小学校への校内フリースクール設置に関して、現状、教室がないという学校もあると思いますので、かなり余裕がある学校もあると思うんですけれども、菅谷地域なんかは結構空き教室がないという状況だと思いますので、そのあたりもフリースクール設置するとなったらプレハブとか造るのかとか、その辺も予算がかかってくるころだと思うので、そういうのも踏まえての要望なのかなというのを確認です。

委員長 これについてはいかがですか。

榊原委員 そうなっちゃくと、多分この3番の要望自体、外さなくちゃいけなくなっちゃうと思うの。だって、結局、委員会内でまたそこまで論議していないし、予算の試算なんて今後もっともっと調査しなかったらできるわけないですから。だから、そういう意味でいえば、またちょっと同じ話にはなってしまうんだけど、あくまでも政策の必要性を示すものだから。そういう意味でいえば、果たしてこのご意見が、今の話に、この文言と合致するのかなということ、考えづらくなっちゃいますよね。

以上でございます。

原田委員 そうなんですよね。僕もこの3番の校内フリースクールの拡充とかは、結構、実質、市でやるには非現実的かなと思うので、この3番、実現可能性が薄いのであれば、わざわざ要望として出さなくてもいいのかなというふうにも思います。

富山委員 先ほど原田委員の言うお話の中で、先生の過度の労働を抑えるためには、私は専任教諭の配置、小学校のフリースクール配置は必要であると思っております。この事業は、いずれも多くの予算が必要となるのは理解するし、その根拠となる予算、試算があったほうが当然ながら好ましい。だがしかし、どれをどれくらいの規模感で実施するのか、また、どのような方を配置するのかで予算は大きく変わると思われます。また、事業費用の大きさによって、要望する、しないということではなく……

委員長 正午になりましたけれども、審議のほうを継続させていただきたいと思えます。

富山委員 我々が目で見ても必要性を感じたことに理由があると思っておりますので、現時点で試算はなくても事業要望することは問題ないと思っております。

以上です。

副委員長 どのくらいのコストがかかるかというのは非常に重要な要件だと思うんですけれども、でも、幾らか分かるのがありますよね。例えば一人一人雇ったら、フルタイムで考えたら、最低300万円、多ければ1,000万円超えますよね。そのくらいの覚悟で我々要望するというのでいいんじゃないかと私は思います。一言で言えばそういうことなんですけど、ただね、小学校に全部必要かどうかというのは、これは分からないところがあるので、じゃどこの学校にも要らないかということそうでもない。それから、仮に菅谷小みに児童の多いところで教室が足りないという事情があったとしても、それはそれで

必要なら対応すべきだと私は思います。

ただ、全体に言えることで忘れちゃいけないのは、いろんな対策するのにコストがかかるということは事実なんです。それはみんな共通認識していきたいと思います。

原田委員 その予算がかかる前提で委員会として要望するというのであれば、僕もその共有がどうなのかなと思っただけだったので、ありがとうございます。

委員長 それでは、3番目については、予算措置については少なからず、副委員長が申したように最低での1人当たりの額というのは踏まえた上で要望していくということですので。あとは、実際に学校教育課のほうでもこの専任教諭の配置についても今検討し出しておりますので、そういう意味では細かく限定しないでということに要望を求めていったほうがいいのかという気がいたします。

じゃ3番目はそういうことでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

委員長 次に、4番目、保護者の交流の機会提供をすること。

保護者が1人で悩み抱え込むことがないように、同様の悩みを持つ保護者等が交流する機会の提供に努めることということで要望します。

これについてはよろしいでしょうか。

原田委員 これに関して一番ちょっと思うところがあるんですけども、もうこの保護者同士での交流の機会というのはもう既にありまして、民間の中で定例的にやっていたりとかするんですよね。ですので、もう既にここは十分かなと思いますんで、むしろそれよりも、困っている保護者の方々と行政ですね、学校教育課とか教育委員会とか、できれば教育長とか市長とかも入れたらもっといいかなというふうには思うんですけども。そういう行政と、この不登校児童生徒の保護者の方々との交流の場を設けるという要望文にしていただきたいなというのがあります。

鈴木委員 既に民間で行っているということもあるんですけども、ただ、そちらに対する紹介でしたりとか様々なことも考えられるのかな。この内容としては、同じ悩みを持つ人たちとの交流というのは本当に心の支えになるということの目的なので、そちらの案内だったり紹介だったりとかということを充実させていくということになるのかなと思うんですけども、原田委員がおっしゃった、保護者同士ではなくて市長と教育長とという、その意図がちょっとよく分からないなと思ったんですけども。

原田委員 いいんですよ。行政主導で保護者同士の交流の場を設けるでもいいんですけども、そこに、もう保護者同士での交流はやっているのもありますね。不登校児童生徒を持つ保護者の方々の思いとしては、行政にも関わってもらいたいと、そこに。だから、別にいいんです、市長、教育長がちょっとハードル高いのであれば、学校教育課とかでも、こども課とかでもいいです。何かしら行政もですね、この場、せっかく設けるのであれば、保護者が交流する機会を設けるのであれば、そこに行政も入って一緒に話すとい

う、そういう場を設けるという要望にさせていただきたいというところです。

副委員長 鈴木委員の意見と同じなんですけれども、ちょっと原田委員誤解しているのは、保護者同士の連絡と会合、あると思います。でもね、新たに自分の子供、保護対象の子供が不登校になったりなりかけたという人はまだつながりがないわけですよ。だから、そういうことに対して、先ほど鈴木委員が言ったように、こういう民間の会がありますとか、こういうグループありますとかいう紹介が円滑にさせていただければいいかなということがこの中の大きな趣旨だと思いますね。

実際、視察に行ったときにも、場があるということよりも、保護者同士がいろんな話ができるということがすごくよかったという声がありましたので、それを何ていうのかな、市も援助できるというかね、何らかの形で。こういう会がありますよとかという趣旨だと思う。

それから、行政に対する直接要求というのは、これは我々が言わなくても、要請すれば受けると思うんですけれども、違うんですかね。市長に申入れとかね。

富山委員 4番の趣旨は、まるっきりやっぱり先ほど鈴木委員、花島副委員長言うとおりの、これは保護者1人で悩みを抱えないためのコミュニティの場を設ける取組の要望。市長や教育長はそれに違っていると感じております。行政の関わり方は次の5番、地域連携型の支援体制の構築で、まさしくそれが出てくる部分かなと思っております。

原田委員 じゃこのまま4番は4番でいいとして、前回の委員会の中で、僕はこの意見書にのせてほしいという要望であったのが、執行部がですね、これは令和7年度中にとか入れましたけれども、そのときは。急いでやってほしいというのがあったので。ただ、民間フリースクールの実情を知るために執行部が議会と共に市内全ての民間フリースクールに視察へ行くことを要望するというのと、あと、不登校児童生徒の保護者の実情を知るために、令和7年度中に執行部と議会による不登校児童生徒の保護者の声を聞く会を設けることを要望するというのを僕は意見書にのせてほしいというのを言ってあるんですけれども。民間フリースクールへの視察をなしにしたとしても、保護者の声を聞く場というのを、執行部とか行政がですね。その場を、この4番とは別でもいいので、ちょっと入れていただきたいなというのがあります。この実情の声というものを聞いていただきたいと思うんですよね、執行部が。保護者同士じゃなくてです。

委員長 それでは、ちょっと今、意見途中で、4番目ですけれども、昼過ぎておりますので、休憩を挟みたいと思います。

では、暫時休憩をいたします。再開を13時といたします。

休憩の宣告（午後12時09分）

再開の宣告（午後1時00分）

委員長 それでは、再開いたします。

午前中の審議は4番までですね。午後でちょっと各委員の皆様方に確認をさせていただ

きたいと思います。

今回、当委員会のこの要望書提出につきましては、あくまでも要望書を教育厚生常任委員会として教育委員会、それから県のほうには意見書を提出するものであります。委員会で調査した結果に基づいて要望いたしますので、そのこのところ、共通認識を再度確認しておきたいと思っておりますので、皆さんよろしいですか。それをご承知の上、ご理解の上、審議のほうをお願いしたいと思います。

それでは、4番目のところです。途中で、皆さんの意見は出ましたけれども、保護者の交流の機会提供をすることということで、これについてはいかがでしょうか。この文言でよろしいでしょうか。

原田委員 これはちょっとさっき午前中とで区切れちゃったんであれなんですけれども、やっぱり調査事項を踏まえてというところとして、我々も行ったじゃないですか、各フリースクールに見学に行ったりとかしていろいろ現状を知ったとか、フリースクールの経営の仕方を知ったというところもあるので、我々が知ること重要だと思っておりますけれども、行政の執行部とかがそういう実態とかを知ること重要だと思っておりますので……、これだと今とあまり変わらないと思っておりますよね。保護者が、保護者同士での交流となると、今やっているんで、そんなに変わらないと。やっぱりこの不登校の解決に向かわせていくというか、不登校児童生徒を持っている保護者の悩み解決にというところでは、行政も入って、開くのは行政なのであれば、そこに執行部も一緒に入って話を聞く場にするというような文言にしていきたいなというのは変わらずです。

委員長 どなたかありますか。

富山委員 まさしくそれが次の5番に出てくると思っておりますよね。5番がその支援体制の確立であって、構築であってという、全庁的にというその部分がちょっと分からないとかいろいろありますけれどもね、これ。具体性がないとか。多分5番でそのことが出てくるのかなと思います。

榊原委員 とにかく要望書では、まず保護者間のつながりを重要視するというのでね、行政との対話の場は、今後検討課題として別途提案する余地を含ませておけば、またつながってくると思っておりますよ。だから、そういう意味でいえば、交流の機会の提供というところは、私はこの文言でいいかなというふうには感じております。

原田委員 基本的に僕は早くこの解決に向けて動いていきたいというのがありまして、いずれこうなっていくだろうという長い目で見るというよりは、子供って1年1年でもう成長してってしまうので、早くですね、それで保護者の方の悩みも、今が大事なわけですよ。来年、再来年と先延ばしにされたら、それでもう状況も変わってしまうので。だから、そんなに難しいことじゃないと思っておりますよね。執行部とかがこの保護者が交流する場に来ていただいて、一緒に話を聞くというだけのことなので。それは要望したほうがいいのかと思いますし、やっぱり要望は、やってくれと、変えてくれと、この

改善に向けて動いてくれという要望をやるべきかなと思うんで。僕は全体的にやっぱりもうちょっと具体的じゃないと実効性ないのかなというのがそもそも思うところであるんですけども。取りあえず4番に関しては、やっぱり執行部……、判断するのは執行部でいいと思うんですよ。こっちは要望を上げて、執行部が、いや、そんな必要はないと、保護者と話す必要はないと判断してやらないんだったら、それはそれでいいと思うんですけども、議会としては、やっぱり保護者の請願を受けて、この調査事項になったという経緯もありますし。執行部と保護者が話す機会の提供というのは要望として入れてもいいと思うんですよね。

鈴木委員 保護者の方は市民の方だと思うんですけども、市民の方からの要望というのは、既に市役所のほうでも行っていて、市民ボックスだったり電子メールとかでも行っていると思うんです、市長へのお手紙だったりとかというのがあるので、議会からそちらを要望するということのやはりちょっと意図がよく分からないですけども。問題解決というのも、どこに問題というか、その解決するというのは何を解決するのかというのがちょっとこちらのいただいた文章だと分かりにくいかなと思うんですが。話をすることを行政に求めることで、何の意図があるのかというのが、ごめんなさい、分からないんですけども。

原田委員 まず、議会として上げる意図というところであれば、我々議員はやっぱり市民の代表ですので。市民の声から上がってきたやつを執行部に上げるというのは、一つ役割かなというふうに思っております。

あと、どういう意図で保護者の方と行政の執行部の方が話す場を設けたほうがいいのかというと、もう既に保護者同士での交流の場というのはやっているわけですよね、民間の中で。だから、これを改めて市に要望したところで、現状とあまり変わらないなと思うわけですよ。それよりも保護者の方々は行政に聞いてほしいと、話を。今の不登校児童生徒を抱え込む保護者の方々の現状とかを知ってほしいというのがあるので、だから、そういう機会を設けたほうがいいんじゃないかなという、そういう意図での僕の要望です。

榊原委員 やられているという話に対してなんだけれども、それは、やられている人はやられているかもしれんけれども、実際問題、抱えちゃってそういうところに参加されていない方がいないという結果は出ていないでしょう。だから、それはこれからだって、もちろんそういう保護者が出てくる可能性だってあるわけだから。常に周知という形ではあれしておくべきだと思いますし、あと、今、鈴木委員のおっしゃられたところと類似しちゃうんだけど、原田委員の言っているところの解決というところの解決が僕も見えてこないんですよ、実は。

原田委員 これは確かにこうすれば解決するということはないと思いますし、今、交流の場が設けられているのに、参加できていない方もいるというのは分かっています。だから、

やるのはやるでいいんですよ、この保護者の交流の場を市として設けるのはいいんですよ。そこに執行部も入ってくださいということです、ここのついでにですね。ついでにでもいいので。だから、執行部もここに入ってもらおうということです。それを要望に入れるということです。執行部が、それはやらないというんだったら、もうそれは市の判断だなと思うんですけども、議会としては、やっぱり保護者の方の話、僕が聞いている形だと、行政に知ってもらいたいと、今の現状をという声があるので、これはそこを設けるべきだなと思います。我々議員は話して聞いていたりしますが、執行部は聞いていないので。

鈴木委員 先ほども申し上げたんですけども、同様の悩みを持つ保護者同士のというのは、目的が違うと思うんです。行政の方が入るといって、同じ悩みを持つ方々で話し合うという、そういう場の、どのような提供の仕方が分かりませんが、目的が違うと思うんです、そもそも。要望をお伝えしたいということであれば、先ほども申し上げましたが、もう既にそういう窓口がありますので、それを議会から伝えるということが、ちょっとごめんなさい、理解しかなるかなと思うんですが。

原田委員 そうすると、目的が違うというのは分かるんですけども、そうすると、そもそもこの4の要望の項目というのはどこから出てきたのかなというのが僕としては疑問なんです。前回の委員会の中で、僕が意見書に入れてほしいと言ったのは、さっきも言いましたけれども、執行部と議会とでフリースクールに視察に行くことの要望と、あと不登校児童生徒の保護者の実情を知るために執行部が保護者の声を聞く会を設けることを要望するというのを前回の委員会の際に提案しているわけですよ。そこから派生したのがこれだったら、まさに目的が全然違うので、違う要望になってしまうかなと思うんですけども。

副委員長 それ認識が違います。原田委員の言ったことからこの項目が出てきたんじゃないです。だから、これと、市長、あるいは教育長やなんかと話の場を設けるというのは別に考えていただきたいと思いますね。

まずね、保護者の方から市長に面談を申し込んでも、応えてくれないとかいう話があれば、そういうのをね、これは要求してもいいと思いますけれども、そういう状況なのかどうか僕は把握していない。一部の方は申入れに行ったという噂も聞いているので、ただ、噂でしかないから。できますよね。

(複数の発言あり)

副委員長 いや、ちょっと待って、もうちょっと話させて。もう一つね、保護者同士で話し合うのと、いわゆる行政の責任ある方々が間に入って話を聞くのは、話せることが違うんです。それを考えていただきたいと思うのが第2点です。

もう一つ、第3点目は、解決するために、原田委員は何か気持ち急いでいるんですけども、そんなにいい回答はないです、僕の感覚では。早く何か解決する糸口はない、時間

はかかる、どっちみち。だから、じっくり取り組まなきゃいけないと思っています。だから、原田委員の、さっきも言いましたように市長との懇談の場合、その場に市長もいるなんていうのを考えるなら別項目に考えていただいて、この場としては、保護者同士が話し合う場をできるだけ広げていきたいと。そのために、何度も話が出ていますけれども、保護者に対して、こういう会がありますよとか、自分たちで直接やるんじゃないか、というかむしろやらないほうがいいですよ。そういう紹介とかで広めてもらったらいい。

そういう会はできているとおっしゃるんですが、午前中も言いましたが、そこに入っていない方がいるんですよ。自分で抱えて、1人で抱えている方もいるから、そういう方に行政なり教育関係を通じて声をかけてもらうということが大事だというのはこの趣旨だと僕は考えています。

富山委員 原田委員、何か思い違いしている部分あるのかなと。これ行政に対する要望なんですよね。行政に対して交流する機会の提供に努めることってお願いするんだから、何らかの形で行政側は入りますよね、これ絶対に。コーディネーターかなんかで多分入ると思うんですよ。民間にお願いしているわけじゃないんで、行政にお願いすることなんで、おそらくそういう場を務めるとすれば、オレンジカフェなんか、あの認知症のカフェなんかやるじゃないですか。その場合だって、やっぱり保健福祉部が入ったり、いろんな状況があるんで。行政にお願いする場合なので、多分、何らかの形で行政は携わると私は思っております。

榊原委員 だから結局は、何したって、どういう諸処問題にしたって、結局担当の部局というのがあってね、今、富山委員がおっしゃったとおり、このところだってその部局の誰かがもちろん立ち入るところの部分だと思うんだけど、何で飛び越えて執行部だ、市長だっていっちゃうのかというのが分からないんですよ、私。

以上。

原田委員 2点質問がありまして、そうすると、1個目の質問は、前回、僕が提案した不登校児童生徒の保護者の実情を知るため執行部と議会による不登校児童生徒の保護者の声を聞く会を設けることを要望するというのは却下されたのか、それともさっき富山委員がおっしゃったように、これは行政がやるのが前提だから、行政もそこに入るのは前提での要望ということなのかというのは……、2点の質問というか1個の質問かもしれないですけども。

委員長 それについては、後者です。行政側も携わるという意味合いで、交流の場の提供についてもそうです。保護者の相談についてもそうですし、そこについては後者の理解でよろしいかと思えます。

副委員長 僕の認識は若干違って、それもあるんだけど、紹介するだけでもいいと思っています。それはなぜかという、例えば週1なり2週間に1回集まって相談すると

いう場に行政から人は出せません。半年に1回とかだったらやれると思いますけれどもね。ただ、その形はどうあれ保護者間がある程度、何ていうんだろう、何も考えずにとって変な言い方ですけども、あまり忖度なんかなしに話し合える場がもっとあったほうがいいというのが趣旨です。それに、その場をつくるんでもいいし、紹介するんでもいいから、行政が援助したらいかがですかというのが僕が捉えるこの4番の趣旨です。

先ほどの話の繰り返しになりますけれども、市長とか教育長に直接訴えたいというのであれば、申し込んだらいいですよ。それで受け付けてくれないというんだったら、それは我々が、原田委員おっしゃるような要求を持っていったらいいと思います。

委員長 では、4番目はよろしいですか、原文のとおりということで要望をいたします。

次に5番目、地域連携型支援体制の構築。

不登校の問題は、学校や教育だけでなく、福祉などに関係する大きな問題である。教育部門にとどまらず、様々な支援体制について連携を図ること。さらに、民間施設等とも今以上に連携を密にし、官民一体となって子供たちの学びの場や居場所の確保をさらに進めることということで要望をつくっております。

これについて、よろしいですか。

原田委員 ここにも僕ちょっと1件書かせていただいたんですけども、具体性がなくて、結局、何を要望したいのかが分からないということで、具体的に書くべきだと、これは僕、このとき書いたとき、トータル全部、やっぱり要望は具体的じゃないと実現性ないんじゃないかなと思ってこう書いたんですけども、今までの話の展開から、じゃここはほわっとさせてということかなと理解しましたということです。

富山委員 まさにさっきの4番から、私はこの5番につながると思っていて、これどういう文章かという、この教育部門だけがこの問題に取り組むのではなくて、福祉部門も中心に、各課連携して全庁的に、市役所全部です、言わば市長を含めました市役所全体で事に当たってほしいというお願いであると理解しています。また、民間施設とも今以上に連携を密にして、官民一体となって子供たちの学びの場や居場所の確保をさらに進めることという文言で十分だとは思いますが、あえて変えるのであれば、民間施設等の現状を理解し、今以上に連携を密にし、互いに協力し、学びの場や居場所の確保に努めること、私はそのぐらいかなと思っております。

委員長 ほかはよろしいですか。

(複数の発言あり)

副委員長 全庁的にはやっぱり大げさ過ぎるというか。

委員長 これは削除します。全庁的には削除して、問題ないですか。じゃその現状だけ入れますか。

現状を理解しての文言を入れさせていただきます。

富山委員 視察に当たったときにも、やっぱり民間施設のボランティアによって賄っている、

賄っているとか成り立っているような現状を見れば、話をここで聞いてもらいたいという思いはありますので、そこは原田委員と一緒に、思いも一緒なので、その部分は一言文言として追加していただければありがたいなと思います。

委員長 では、そのようにさせていただきます。

最後、6番目、多様な支援策の検討をすること。

不登校への対策として、補助金制度を含め様々な支援策の検討を行うことということで要望の文言でございます。

原田委員 ここも僕意見、細かく書かせていただいているんですけども、一旦ここをちょっと、書いてある内容を無視していただいて、僕はここの様々な支援策については、もうこの5まで、1から5のところにもう結構記載されていると思うんですよ。ですので、6番は多様な支援策の検討ではなくて、補助金制度の検討ということで、不登校への対策として補助金制度の検討を行うことでいいかなというふうに思います。という要望にしたいなと思います。

委員長 ただいま原田委員のほうからは、様々な支援策ではなく、補助金制度の検討を行うことに変えたほうがいいのではないかとということです。

富山委員 先に言っちゃいます。ということなんですが、私も先ほど来から申し上げており、前回は申し上げましたとおり、つくば市への保護者への一律補助という選択肢にこだわらず、今回フリースクールにも行かせてもらって、いろんな支援策というのは考えられると思うんです。そしてその話合いの下、様々な話合いをしていただいて、幅広い選択肢の中のメニューで支援制度を見いだすべきであると考えておりますので、1点に絞ったこのやり方というのは、私は賛成しかねます。やっぱり幅広い含みを残して執行部に投げかけて、何ができるかというのを探してもらって。もう1点に絞ったらそれしか見えないですから。私は、ここは幅広いほうに、ちゃんと補助金制度を含め、ちゃんと明記してありますので、それを検討しないということはないと思うので、私は幅広いまま残しておいたほうが、これはいい部分であると思っております。

榊原委員 同様の話になっちゃいます。やはり、つくば市と我々那珂市ではちょっとこれ実情が違いますので、実情に応じた制度設計を可能にするために、柔軟な制度設計を促す表現、そここのところが重要なんじゃないかなという形であれば、補助金制度を含め様々な支援策、これも本当、我々調査してきた内容で、支援のしどころというのが、これ施設であったりとかいろいろなところが見えてきたわけじゃないですか。ということは、やはりこういうような文言じゃないとおかしくなっちゃうと私は思っています。

以上です。

原田委員 ちょっと先ほども申し上げたことでもあるんですけども、この含みを持たせるといのは理解したんですけども、この要望書全体を通して。ただ、それはもう十分1から5の項目の中で含みは持たせてあると、いろんな支援のことを言っているの、こ

れを要望する、努めることというのは書いてあるので、もう含みは十分持たせてあって、なおかつこの調査事項に含まれた経緯というのがそもそもやっぱり請願文書が出てからの調査事項に入って、我々いろんなところへ行ったりして、調査をしてでの要望書という流れだと思うので。その請願文書の趣旨は、やっぱり補助を出してほしいと、補助金を出してほしいというところだったと思いますので、です、この6は、もうその含みを持たせるのは5番までで十分にできているので、最後ここは補助金制度の検討をしてくれと、検討なんで、執行部で無理というんだったら、それはそうですかとなりますので、検討はしてくれというのは要望で出したいなというところですよ。

富山委員 まさにそれだったら、この文言でいいと思うんですよね。補助金のやり方だって、一律に保護者に補助する制度と、民間のフリースクールのほうに行った回数だけ補助する制度とか、あと人間的な補助する制度とか、物資で補助する制度とか、いろんなこと、ありとあらゆることを考えてほしいというのがこの最後のこの文言だと思うんですよ。まず一番、第一条件として補助金制度を含めと書いてあるんですから、補助金制度を含め検討しないことはないと思うんです。私はそう思って、この文言は間違っていないと思っております。1点に絞るといって、今、つくば市がやっているやり方の、つくば市だって様々なメニューを出して最後にたどり着いたというか、今来たのがあの部分だと思うんですよ。その前に、今、那珂市の財政事情とかいろんなことで、例えば2万円というのがもう無理であれば、多分、検討にも上らないと思います。でも、その中でも、今の財政状況を見て何かできる制度はあると探してもらえば、やっぱりいろんなことを選択肢として残していなければ、一番最初のテーブルの上にも上がらない状況にはしたくないんです、私は。何としても、10センチでも50センチでも、1メートルでも進めたいのが今回のこの含みを持たせた要望書の中身の一番の肝の部分になると私は思っています。

原田委員 これはちょっと僕の感覚的なあれになってしまうかもしれないですけども、やっぱり含みを持たすと逃げ道をつくっちゃうような感じもするんですよ。補助金制度を含め様々な支援策の検討となると、僕も一番はその補助金制度を検討してほしいというのがあるので、含めた様々な支援策という、何か補助金制度が一部になってしまいそうな感じで、メインで考えていただきたいというのがあるというか、確実に考えていただきたいというのがあるんで。

例えば6の題名を多様な支援策の検討ではなくて、補助金制度等の検討とかにしていたりとか。それはどうかなと思います。

榊原委員 原田委員、ちょっとお聞きしたいんですけども、今の言った補助金制度等とかと言っているということは、これ下の文言は見ないでくださいと最初に言いましたけれども、やっぱり結局はつくば市の模倣という解釈なの、言っていることは。

原田委員 一番はそうなんですけれども、前回の委員会の中で、2万円という具体的な数字が

あると要望としては出しづらいという、出せないということがあったと思うんで、その2万円というのは除いて出すのがいいんじゃないですかとは前回も言ったんですけれども。僕は、理想としては、つくば市に倣ったやつをやってもらうのがいいのかなと思うんですが、ただ、要望書で検討してもらおうということであれば、そこまで具体的さも省いて、補助金制度という広い中で、それも、この下の文言はそれでもいいと思うんで、この6の題名です。多様な支援策ではなくて、補助金制度等の、等も入れてで、「補助金制度等の支援策の検討」という題名にさせていただくのはどうかという思いです。

鈴木委員 補助金についてもそうですし、その下の2万円という、つくば市に倣ってということもあると思うんですけれども、その補助金制度というのも、全会一致で採択にならなかったものだと思うんです。原田委員も採択としなかったと思うんですけれども、そこを中心にやってしまうというよりも、今まで、1から5まであったと思うんですけれども、本当、支援策というのはここでは考えられないようなことも多々あると思うんです。なので、そこも検討いただくというところが一番重要なのではないかなと思うんですけれども、いかがですか。

副委員長 鈴木委員に対する反論なんですけど、前、2万円と決めて採択はできないと、私はそういう意見だったんですよ。それは何でかといったら、我々は予算決定権があるからなんですよ。私の考えではですよ、ほかの考えもあるからね。ここでは要望ですから、決めるうちじゃないですよ。だから、前も何ていうか、これも入れたら、前の趣旨採択にしたのと矛盾するということはないです。

私はそれで、本題なんですけれども、多様な支援策の検討という題を「補助金等の」と入れたって、別に僕は構わないと思いますね。後ろの文章はそのままでもいいというふうならね。補助金というのは1つ分かりやすい。ただ、ただですよ、僕は不登校問題というのは総合的に捉えないと、確かに補助金を受け取った人は少し助かるけれども、本当に充実した教育を受けるのが大事なんですよ。そういうことで、一体何が必要かというのを総合的に考えたほうがいいと前から思っていて、目先の何かで急いでやるものがないとは思っていないんです。だから、金額でびしっとやるとか、補助金しか考えないとかいうのは、僕は賛成できないんで。主な文言としてはこの6番の文章の部分はそのままでもいいと思いますね。

富山委員 花島副委員長言うとおりの、ちょっと題名的には長くなるかもしれないですが、それを「補助金制度を含めた」という言葉を入れたほうがいいのかというのであれば、それを入れても、題名のところは、題名というか大まかな題のところでは問題はないのかなと。ただ同じものがちょっと長めで文章としてまた出てくるといって、その同じことを言っているというのはありますけれども。「補助金制度を含め様々な支援策の検討」でもいいのかなと思います、まるっきり下と同じになっちゃうんですけれども、それがいいという原田委員の意見です。

委員長 今のご意見、タイトルのところを多様な支援策、補助金等を含めた多様な支援策の検討。

原田委員 題名、そうやって入れていただければありがたいなというのと、あとちょっと鈴木委員に僕の認識がずれがあるかなと思ってなんですけれども、前回、確かに請願は採択にはならなかったですけれども、不採択ではなくて趣旨採択で、趣旨には賛同するというので、その趣旨の認識はそれぞれの議員で違うのかなというところで、例えば副委員長であれば、2万円というところの予算の責任がというところだと思いますし、僕は趣旨は、その2万円の補助金出すというところだと捉えています。その趣旨は議員それぞれ違うということなのかなと思うんで、そういうことをちょっと、認識の違いがあったかなと思って、言わせていただきたいなと思いました。

(複数の発言あり)

委員長 委員長報告のときに、それは2万円ではないということで、それは述べています。それで趣旨採択をしたものではありません。

(複数の発言あり)

榊原委員 最終的な結局、この不登校に対しての主眼がちょっとずれちゃっているんだと思うんですよ。趣旨採択をしました。重要事項と捉えたがゆえに、我々も調査事項を繰り越して調査をしてきた。その中で、もちろんこれ6番の多様な支援策というのも、これは方法論の一つですね。そこに対して、もちろんこれ個人なのか施設なのかというところだっただけに見えてきたわけでしょう。だから、今現時点で飛び越える必要な何か全くもってなくて、あくまでも補助金制度を含め様々な支援策なわけだから。でいえば、何らこの文言でいけないところ私は見えてこないですね、正直いうと。

鈴木委員 認識は私も一緒だったと思うので。あと、先ほどのこの6番に関してのいわゆる多様な支援策というところに全て入っているかなというふうに思っているんで、文面のほうには補助金制度も含むときちゃんと記載もしてあるので、このままの文言がいいのではないかなと思います。

委員長 題名は……

鈴木委員 同じことを書くということがなかなか題名と文章とということ……、文章を略すというか、そのことを文章を表現するための題名だと思うので、このままで私はいいと思います。

副委員長 原田委員の気持ちを代弁するわけじゃないんですが、補助金制度を強調したいということがまず1つあると思うんですよ。だから、私は題名に入れることに賛成したんですけれども、何ていうかな。この題名と同じ文章だから駄目だという話は全然ない。じゃ、だったら例えば項目だけ並べておけばいいという話でいいんだけど。不登校への対策として一言入るだけの違いかもしれないが、別にいいんじゃないかなと、いいというのは、先ほど原田委員から挙がった補助金を含めというふうな支援策の検討、

「多様な」は入れなくてもいいかもしれないけれどもね、題名には。検討ということでいいと思いますよ、私は。

やっぱり、文章というのは強調したいことというのがあって、文脈の中で入っているでしょうというだけじゃないんですよ。もちろん入っているということは大事なことなんだけれども。

以上です。

原田委員 副委員長がおっしゃってくださったように、そこを落としどころにしていだけると大変ありがたいなというところではあります。

委員長 それでは、6番、項目です。多様な支援策の検討、これを補助金等の多様な支援策の検討……

（「補助金制度を含めた」と呼ぶ声あり）

委員長 補助金制度を含めた支援策の検討ということでよろしいですか。

（なし）

委員長 その文言にちょっと変えたいと思います。

では、教育委員会の要望ということでは、この内容で決定いたしまして、12月23日の全員協議会で報告、12月24日に市長、教育長に要望書を提出いたします。

次に、県への意見書になります。

前回の委員会で県への意見書提出という案がございました。こちらについても事前にライワークスで委員の皆様の内容の確認を依頼しておりました。

まず、市への要望について、期限までにあったご意見は、要望書（案）の中に入れております。

委員の皆様のご意見を伺いますということで、要望書（案）、不登校について。これは意見ですね、意見書です。

小中学校の不登校児童生徒の教育機会を広げるため、茨城県の支援拡充を求める意見書（案）ということで、今日、全国的に小学校、中学校で不登校児童生徒が増加傾向にあり、社会問題となっています。文部科学省の発表によると、令和6年度末の不登校児童生徒数は、小中学校合計で35万3,970人と過去最多となっており、義務教育を受ける機会を失っている児童生徒が多く出現する状況にあります。それは茨城県においても例外ではありません。不登校によって教育を受ける機会が減った児童生徒たちの学びの場の確保は急務です。

また、不登校児童生徒の保護者にとっては、精神的負担、経済的負担も大きく、孤独を感じてしまうこともあります。不登校児童生徒のためだけでなく、不登校に悩む家庭へのさらなる支援を求め、下記の内容について要望いたします。

1番目、不登校児童生徒支援教員の加配について、現行の中学校支援校30校への加配を拡張し、市町村と連携し、状況を確認しながら不登校児童生徒に必要な支援が届くよ

うに努めること。

これについては特に意見がありませんでしたので、このままということで採用したいと思います。

2番目、民間の不登校支援フリースクール通所に関わる補助について、現行の住民税非課税世帯、要保護世帯、または準要保護世帯に限ることを改め、所得条件について見直しをすることという文言であります。

提出先が茨城県知事と茨城県教育委員会教育長ということで、案を作成しております。

1番目は、皆様ご了承ということでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

委員長 2番目についてご意見がありましたということで、これについて審議をいたしたいと思います。

原田委員 これもちょっと書かせていただいたところなんですけれども、最後の「所得条件について見直しをする」というところを「所得条件を撤廃すること」という文言に変えていただきたいなというところなんです。理由としては、やっぱり見直しとなると、その基準の何ていうんですかね、所得条件を変更とかも含まれちゃうかなと思うんです。そうすると、そこを設定するのも県としてもかなり難しいでしょうし。だから、それで不公平感とかも出てきてしまうかもしれないので、だったらもう一律で、所得条件は撤廃してほしいという。それがあれば、そもそもこの市の補助金の話も出てこないわけで。なので、ここの文言変えていただきたいなという意見です。

榊原委員 ちょっと逆の話です、今度。同じような類似の話になりますけれども、現行制度の対象拡大を見直した表現することで、段階的な改善を促す意図があります。所得条件の撤廃をいきなり求めると、財政的、制度的ハードルが高くて実現の可能性が低下するおそれがある。見直しをすることという表現は、県側に柔軟な制度設計の余地を与えるものであって、要望の実現に向けた協議の余白を確保している。撤廃を明記することで、かえって議論が硬直化する可能性があるということだと思います。

ですので、今言った原田委員とは逆の意見です。

以上です。

原田委員 なるほど、榊原委員の言うこと、よく分かったんですけども、どっちがいいんでしょうね。この感覚はトランプ関税みたいな感じで、かなり高いハードルを要望して向こうの様子を見るというイメージがあったんですけども。

富山委員 何度もこれ申し上げているとおり、この所得条件を撤廃という、そこまでぐっと踏み込んだ要望となると、間違いなく実現性のハードルは高くなる、難しくなる。やっぱりこの問題を県に提起する意味でも、少しでも前進させるためにも見直しという文言が一番いいと私は思っております。

今、県のほうでも少しずつ動き始まっているのも事実ですよ、これ。知っているとお

りだと思うんで、やっぱり今回、那珂市でもこんなふうに考えているんだよと。撤廃と使っちゃうと、もう有無も言わず却下されるおそれがあるので。やっぱり見直ししてもらって、どこまでできるかというのを考えていただくという問題提起にもなるし、私はこの文言でいいと思っております。

以上です。

鈴木委員 見直しということでもいいかと思うんですが、ただ、視察したりとか調査をしたりした上での意見書ということになるというふうに思うんですけれども、県の事業に対して、何か深く調査をしたとかということがない中で、こちらを意見書として提出するということに対していかがなんでしょうか。ちょっとそちらをお聞きしたいなと思っております。

委員長 調査という、市内の各民間のフリースクール等々、視察で回ったときに、県からの今の補助制度の実態も確認しております。今されている制度以外で確認、調査研究したかという、その先まではまだやっていませんでしたので、せいぜい今の状態で皆さん、困っているよねというところの認識は確認できていると思いますんで、であれば、要望ということになると、一人一人に対しては見直しをということによろしいのかなというふうに私は考えているんですが、この辺どうでしょう。

調査って、改めて県に行って、じゃ幾らですかということじゃなくて、実際に施策は確認をさせていただいていますんで、それはフリースクールの皆さん方からもお聞きしておりますし、現状それではまずいよねということは皆さん共通認識だと思っております。

じゃ調査したのかということ、それは、一応確認はしているんで、調査ということになるかとは思いますが。ただ、その先ですよ。じゃどういうふうになればいいのということまではまだ調査というところには至っておりませんが。今要望できるということであれば、ここまでかなという判断でございます。

以上です。よろしいですか。

それでは、この文言で要望というか、意見書を出していきたいと思っております。

意見書についてはこの内容で決定し、12月23日の全員協議会で報告、12月24日に本会議に提出いたします。

以上でこの不登校問題については終了といたします。

続きまして、茨城県市議会議長会令和7年度第2回議員研修会及び横手市友好訪問、台南市訪問の出席者について確認をいたします。

議員研修については、2月16日の予定です。それから横手市友好訪問については2月15、16日の2日間、台南市友好訪問については5月2日から5月5日の予定であります。議員研修会については1名、横手市訪問については1名、台南市訪問については2名を選出したいと思います。

当委員会からの出席につきましてですが、横手市の友好訪問については、前回、委員長が行っておりますんで、今回、副委員長で行っていただけたらなということで、花島副

委員長、お願いしてよろしいですか。皆さんいいですか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

委員長 では、花島副委員長を送りたいと思います。

それから、台南市友好訪問、これは5月2日から5日で、前回、私と原田委員が行きましたけれども、今回、議員団の団長ということで副議長がどうしても1人行かなくちゃいけませんので、もう一方、花島副委員長が参るということでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

委員長 それから、議員研修会、2月16日ですけれども、これは私の希望で、原田委員、行っていただいてよろしいでしょうか。16日、1日だけなんで。まだ行っていらっしやらなかったですよ。

原田委員 行っていません。

委員長 ぜひお願いいたしたいと思います。

(「はい」と呼ぶ声あり)

委員長 それから、台南市友好訪問については、来年は今、花島副委員長と富山委員で決まりましたので、再来年が榊原委員と鈴木委員ということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で、本日の審議は全て終了いたしました。

教育厚生常任委員会をこれで閉会といたします。

お疲れさまでした。

閉会 (午後1時48分)

令和8年2月25日

那珂市議会 教育厚生常任委員会委員長 寺門 厚